水資源開発基本計画の概要

令和7年11月19日

国土交通省水管理·国土保全局水資源部

水資源開発基本計画の概要

水資源開発基本計画

水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画で、我が国の人口の約5割が集中する全国7つの水系において閣議決定・国土交通大臣決定されている。 [根拠法令:水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第4条]

【記載内容】①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

- ②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- ③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

全国の面積・人口・製造品出荷額等に占める 水資源開発基本計画の対象地域の割合

18% 82% (令和6年1月) 人口 54% 46% (令和6年1月) 製造品出荷額 41% 59% (令和4年) 水資源開発基本計画の対象地域 (出典) 人口:総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動 態及び世帯数(令和6年1月1日現在)」 木曽川水系 淀川水系 利根川・荒川水系 吉野川水系 筑後川水系 豊川水系 水資源開発水系の位置図

各水系の水資源開発基本計画の概要【令和7年11月時点】

	利根川水系 及び荒川水系	豊川水系	木曽川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系指定	昭和37年4月 (利根川水系) 昭和49年12月 (荒川水系)	平成2年2月	昭和40年6月	昭和37年4月	昭和41年11月	昭和39年10月
計画決定	令和3年5月 (6次計画) -令和6年12月 一部変更	令和6年12月 (3次計画)	平成16年6月 (4次計画) -令和6年12月 一部変更	令和4年5月 (6次計画)	平成31年4月 (4次計画) -令和5年1月 一部変更	令和5年1月 (5次計画)
目標年度	令和12年度を目途	令和17年度を目途	平成27年度を目途	令和12年度を目途	令和12年度を目途	令和12年度を目途
水資源開発基本計画 掲上事業						
完了した事業 [※] (改築事業を除く)	26事業	1事業	8事業	13事業	7事業	12事業
実施中の事業	4事業	2事業	2事業	-	3事業	4事業
水の供給量もしくは 供給区域を変更す る事業	●思川開発事業 ●霞ヶ浦導水事業	●設楽ダム建設事業	●木曽川水系連絡導水 路事業		●吉野川下流域用水 事業	●寺内ダム再生事業
水の供給量及び供 給区域の変更を伴 わない事業 (包括掲上)		〇豊川用水二期事業	〇木曾川用水濃尾第二 施設改築		〇早明浦ダム再生事 業 〇旧吉野川河口堰等 大規模地震対策事 業	〇福岡導水施設地震 対策事業 〇筑後川水系ダム群 連携事業 〇筑後川下流用水総 合対策事業

※国及び独立行政法人水資源機構等が実施した事業で、新たな水資源開発を行った事業。

水資源開発基本計画に係る答申等

- 戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来、7つの水資源開発水系において、水資源開発基本計画に基づく水資源開発施設の整備が進展。開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなっているが、一部の施設は未だ整備中。
- ▶ また、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、<u>平成25年度より国土審議会水資源開発分科会での議論が本</u>格化。
- ▶ 平成27年3月及び平成29年5月の答申を受け、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、水資源開発基本計画の抜本的な見直しに着手。
- ▶ 令和5年10月に調査企画部会にて、平成27年3月の答申に基づく水資源政策のフォローアップを行い、課題解決に向けた提言。

平成27年3月の答申

『今後の水資源政策の あり方について』

国土審議会水資源開発分科会 H25.10.22諮問 H27.3.27答申 ・大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の新たなリスクの顕在化を踏まえた、 <u>今後の水資源政策のあり方についての基本的な考え方を示したもの</u>

【今後の水資源政策の基本理念】

『安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来に わたって享受することができる社会を目指すこと』

~ 需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ ~

平成29年5月の答申

『リスク管理型の水の安定供給 に向けた水資源開発基本計画の あり方について』

> 国土審議会水資源開発分科会 H28.12.22諮問 H29. 5.12答申

- ・先の答申を踏まえ<u>新たな水資源開発基本計画の策定指針を示したもの</u> 新たな水資源開発基本計画のあり方
 - 1. 水供給を巡るリスクに対応するための計画 発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応
 - 2. 水供給の安全度を総合的に確保するための計画 不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価 地域の実情に即した取組を着実に推進
 - 3. 既存施設の徹底活用 大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保
 - 4. ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保 水供給の全体システムとしての機能を確保するため、 ハード対策とソフト対策を一体的に推進

水資源開発基本計画の全部変更(閣議決定・国土交通大臣決定)

- H31.4 吉野川水系水資源開発基本計画 全部変更
- R03.5 利根川·荒川水系水資源開発基本計画 全部変更
- R04.5 淀川水系水資源開発基本計画 全部変更
- R05.1 筑後川水系水資源開発基本計画 全部変更
- R06.12 豊川水系水資源開発基本計画 全部変更

令和5年10月の提言『リスク管理型の水資源政策の深化・加速化について』(国土審議会水資源開発分科会調査企画部会)

リスク管理型の水資源政策の深化・加速化について 提言 概要

~気候変動や災害、社会情勢の変化等を見据えた流域のあらゆる関係者による総合的な水のマネジメントへ~

社会の ニーズ

- ・人口減少、産業構造の変化、気候変動等による農業用水需要の変化に応じた水供給
- ・上下水道施設の集約・再編・動植物の生息環境の維持や良好な河川景観の形成
- ・大規模災害・事故時の最低限の水の確保 ・水災害の激甚化・頻発化への対応

・2050年カーボンニュートラルに向けた水力発電の推進 ・地下水の適正な保全と利用

等

将来の水資源政策

治水、利水、環境、エネルギー等の観点から、流域のあらゆる関係者が水に関して一体的に取り組む、<u>総合的な水のマネジメント</u>への政策展開を目指す

まずはその第一歩として、リスク管理型の水資源政策の深化・加速化により、顕在化する気候変動や社会情勢の変化等のリスクに速やかに対応

1. 流域のあらゆる関係者が連携した既存ダム等の有効活用等による総合的な水のマネジメントの推進

(1)水需給バランス評価等を踏まえた流域のあらゆる関係者が連携した枠組みの構築

<対応すべき課題>

流域のあらゆる関係者が有機的に連携し、流域の総合的な水のマネジメントの推進を図るため、関係者間のより円滑な調整を可能にするための枠組みの構築が必要

- 〇 水需給バランス評価手引きの作成
- 流域のあらゆる関係者が連携した情報共有等を図る枠組みの構築
 - 流域の水運用を含めた水道の集約・再編の検討・水系管理の観点から流域における増電の検討
- (2)気候変動リスク等を踏まえたダム容量等の確保・運用方策の検討

く対応すべき課題>

<u>既存ダム等を最大限かつ柔軟に有効活用</u>する方法について速やかに検討する必要。その際、水力発電の推進と洪水調節との両立なども併せて一体的に検討する必要。

- 気象予測技術を活用し、多目的な用途に柔軟に活用できるダム容量等を確保・運用する方策
 - ・ その際、事前放流をより効果的に行うための放流機能の強化等の施設整備
 - ・観測の強化、気象・水象予測技術の高度化・ 不特定容量の活用の検討
- 気候変動による渇水リスクの検討の加速化

2. 大規模災害・事故による水供給リスクに 備えた最低限の水の確保

く対応すべき課題>

施設機能の保全に万全を期すとともに、<u>不測の大規模</u> <u>災害・事故時においても最低限の水を確保</u>できるよう、 平時から検討を進め備えを強化する必要

- 大規模堰等※において、施設管理者と利水者が 連携し、大規模災害・事故による水供給リスクに備 えた応急対応を検討
 - 利水者において、最低限の水供給の目標設定、浄水場間の水融通などを検討
 - ・ 必要に応じて、<u>流域のあらゆる関係者が平時より連携・</u> 協力し、緊急的な水融通などを検討
- 上記を実施したとしても被害が想定される場合、投 資効果も考慮した施設のリダンダンシー確保を検討
- パイロット的な検討を進め、他施設でも検討できるよう、検討手順等を示すガイドラインを作成

※大河川における大規模な取水堰等の広域へ大量の水供給を行う施設かつ代替性が乏しいもの

3. 水資源政策の深化・加速化に向けた重要事項

(1)デジタル技術の活用の推進

- 遠隔操作等の導入によるダムや堰等 の管理の高度化、省力化
- デジタル技術の活用による水管理の 効率化、維持管理・更新の効率化
- 気象予測の渇水対応への活用

- (2)将来の危機的な渇水等に関する広報・普及啓発
- エンドユーザーにおける渇水リスク、持続可能な 水利用や節水の重要性などの認知度向上
 - 受益地域と水源地域の相互理解・交流の推進
- 渇水の生活や社会経済活動への影響について、 効果的な手法による広報・普及啓発
- (3)2050年カーボンニュートラルの実現に向けた 水インフラの取組の推進
- 徹底した省エネルギー化に向けて、水インフラの管理運営においては、2050年カーボンニュートラルの観点から施設・設備の更新、施設の集約・再編を検討